

第三者評価結果（一時保護所）

種 別 :	一時保護所
-------	-------

① 第三者評価機関名

セリオコーポレーション有限会社

② 評価調査者研修修了番号

SK15100

S16039

③ 施設名等

名 称 :	静岡県児童相談所一時保護所 A
施設長氏名 :	児童相談所長
定 員 :	20名
所在地(都道府県) :	静岡県

施設の概要

開設年月日	昭和23年一時保護所開設 平成25年4月現在地に移転
経営法人・設置主体(法人名等) :	静岡県
職員数 常勤職員 :	7人 (1) ※ (1) は休職中
職員数 非常勤職員 :	7人 (1) ※ (1) は休職中
専門職員の名称(ア)	児童指導員
上記専門職員の人数 :	7人
施設設備の概要(ア) 居室数 :	2名 X 男女各5室
施設設備の概要(イ) 設備等 :	静養室男女各1室、男女宿直室 面接室2室 食堂 プレイルーム 幼児プレイルーム 学習室2室 廉房 グラウンド

④ 理念・基本方針

◇ 理念

- 1 子どもが安全な環境で、安心して生活できるように支援する。
- 2 子どもの声に耳を傾け、一人ひとりの意見や気持ちを大切にする。
- 3 支援向上のため、自己研鑽を重ねる

◇ 基本方針

(行動規範)

1 子どもの権利保障

「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」(児童福祉法第1条)の規定に基づき、子どもの権利を保障します。

2 一時保護の目的

「保護が必要な子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握する」(児童福祉法第33条)という一時保護の目的が達成されるよう努めます。

3 社会的養護の基本理念

一時保護所は、子どもが「福祉」と初めて出会う場、社会的養護の入り口の役割を担う施設であることを認識し、「社会的養護の基本理念」の達成を目指して一時保護所の業務に取り組みます。

4 社会的養護の原理

社会的養護を必要とする子どもと家庭を支援して、子どもを健やかに育成するために、「社会的養護の原理」の考え方沿って子どもの支援を行います。

5 ソーシャルワーク機能の強化

一時保護所と社会的養護の子どもに対する理解促進のため、一時保護所が子ども福祉や子育てに寄与する社会資源としての役割を担えるよう、子どもの安全・安心に十分留意して、情報発信や地域交流・地域貢献など、一時保護所を社会に開いていく取組に努めます。

6 個人情報保護

一時保護所の適正かつ円滑な運営を図り子どもの権利利益を保護するため、個人情報保護の重要性を深く認識し、一時保護所が保有する個人情報の適正な取扱いに努めます。

⑤施設の特徴的な取組

- | | |
|-------------|---|
| 1 子どもの権利擁護 | ・アンケート調査の実施（一時保護解除時に子ども一人ひとりにアンケート調査を実施）
・意見箱による意見表明権の保障（表明された意見に対して丁寧に回答・対応する）
・一時保護所運営委員会の設置（一時保護所で行われる取組について必要な意見を求める） |
| 2 個別支援の推進 | ・個別の時間の確保
・心理ケア（心理ケアグループ活動の実施）
・嘱託医受診（精神科受診が必要である子どもに対して嘱託医への相談・受診を実施） |
| 3 開かれた施設づくり | ・見学者の受け入れ
・ボランティアの受け入れ
・広報活動（3ヶ月に1回「ほごしょだより」を関係者に発行）
・児童相談所職員等の昼食参加
・地域との交流（クリスマス会に近隣住民を招待） |

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2017/12/8
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2018/3/29
受審回数	0
前回の受審時期	

⑦総評

*特に評価の高い点

- ・一時保護所の機能や役割から、保護、行動観察、短期入所指導を必要とする年齢も利用目的も異なる児童を随時入所させ、中には保護者や児童自身に一時保護の目的や理由、保護所の内容の説明や同意もない状態で入所するケースもあり、その上児童相談所から離れて存在するなどの立地条件や限られた人員配置での業務遂行は職員一人一人の資質や努力とチームワークによって遂行されている。
- ・理念や行動規範等が分かりやすく明示され、施設内への掲示、名札の裏に記載されている。そして人権チェックシートを使い定期的に評価をするなど職員への周知に努めている。
- ・職員による日常的な状況の把握や意見等の聞き取りは元より、意見箱の設置、退所時のアンケートなど児童の意見等の把握に努めている。
- ・ボランティアの活用、地域の老人会との交流、「ほごしょだより」の発行など開かれた施設をめざし積極的な取組を進めている。
- ・入所児童は日常的に施設内での生活に限定されており、かつ運動場がせまいことなどから隣接の公園や体育館の利用など、児童の生活環境の向上に努めている。

*特に改善を要する点

- ・保護者や児童に対する説明や同意については、それぞれのケースに応じて児童福祉司を始めいろいろな職種の担当者等が行っているが、基本的な手順や内容が明示されていないのでマニュアル化等により明文化し、児童相談所全体で共有化していくことが必要である。
- ・また、その他の日常的な支援や対応についても、基本的な事項は引き継がれているが、職員によって差異が生ずることの無いように明文化していくことが必要である。
- ・一時保護所の特質上、一定の自由の制限や規制は止むをえないが、例えば漫画を部屋に持ち込まない、男女の会話の禁止等、必要な場合もあると考えられるが、全て一律に制限する必要があるのか、さらにはその効果等について検証、検討するなど定期的な見直しが必要である。
- ・児童の生活環境や生育歴等から学習支援の充実、児童相談所から離れている立地条件から心理的ケアの充実、実質的な施設管理者でありスーパーバイザーとしての課長職が宿直業務に従事せざるを得ない状況の改善等職員体制の充実・強化について検討することが必要である。
- ・施設の特性から閉鎖的になりがちである。定期的に、成果について検証や検討を行うために、専門性の高いメンバーによる、第三者委員会の発足について検討する必要がある。

評価結果 (静岡県児童相談所一時保護所 A)

I 適切な養育・支援の実施

(1) 子ども本位の養育・支援		評価
① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	

【コメント】

基本理念は職員証の裏に明示され、携帯することでいつでも確認する前向きな姿勢があった。施設内の目に付く所にも数か所掲示されている。子どもの入所時の様子等はその都度説明を受けるが、多様な児童に対応するには、全ての職員が周知できる仕組みが必要と思われる。月に1度の人権チェックシートで常勤職員の子どもへの支援における言動を評価しているが、非常勤職員も子どもに関わる職員であり自己確認するための機会と捉えて同じように実施されたい。全ての職員の結果を分析して初めて「子供と向き合う」までの共通理解や支援向上につながると思われる。

(1) 子ども本位の養育・支援		評価
② 一時保護所の援助内容等について、子どもにわかりやすく説明している。	b	

【コメント】

「基本理念」を「_____が目指すこと」に置き換え、内容も子どもに分かりやすい言葉でプレイルームのテレビ近くに掲示されている。文字も大きく、子どもの目線に合わせる配慮があった。入所時間が不規則で深夜の事もあり、入所時の施設や援助の内容についての説明は、対応に時間を取られ十分できているとは言えないが、内容をコンパクトにする必要性を感じている。説明がルール化されていない事で必要以上に時間を要し、説明不足になっていることが懸念される。写真や絵図を取り入れ、目で見る資料にすることで、子どもにとって分かりやすい資料となり同時に職員の負担軽減や時間短縮にもつながると思われる。

(1) 子ども本位の養育・支援		評価
③ 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b	

【コメント】

保護者への説明はケースワーカーに任せられており、入所後の現場対応に追われ説明内容の把握が不十分な状況である。定められた様式に基づいて同じ内容や手順で説明が行われ同意を得ることが重要であり、その観点からもマニュアルや記録が必要不可欠であると思われる。意思決定が難しい子どもや保護者に対する配慮として、職員は援助の工夫やルール化が必要であることを理解しているが、現状では児童福祉司に一任しており関与していない。まずは児童福祉司との連携をさらに深め、保護者への説明内容や関わり等についての過程を把握しておくことが求められる。

(1) 子ども本位の養育・支援		評価
④ 措置や地域・家庭への移行等、一時保護解除後の養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b	

【コメント】

学習に関しては、入所時・中期・後期と定期的に学力テストを行い、子どものレベルに合わせた教材を使用し個々に対応している。日常生活における支援についても家庭生活と極端な違いがないように配慮はしているが、施設では決まりごとが優先となることが多い。子どもの行動や様子は全員分を一日ごとにまとめ、「業務日誌」に記録している。日々の生活記録を個人別にすることで、全ての職員が個人に焦点を当てることが可能となり、個人の全体的な流れが一度に把握できることが問題行動への対応にも有効と思われる。行動観察は全ての子どもを記録し児童相談所への報告や退所時の引継ぎに利用しているが、児童福祉司との情報交換で使用する行動診断は全ての子どもには行っていない。退所後については、児童相談所として実施しているが、児童の行動観察や行動診断が活用され方策を、児童相談所として検討していくことが必要と思われる。

(1) 子ども本位の養育・支援		評価
⑤ 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。		b

【コメント】

意見箱を設置し週1回確認をするが、一時保護所では開封していない。至急対応が必要な意見である可能性もあり、直接かかわる施設で毎日開封する事が望まれる。保護期間が短期で即時対応が困難であるとの判断から、アンケートは退所時のみで入所時や入所中には行っていない。入所期間中の不満や疑問はできる限り入所中に対応することが子どもの利益にもつながると思われる。個別面談や聴取をアンケートの1回分と捉え、直接子どもの声を聞く機会を持たれたい。子ども会等の子ども同士が話し合う場はなく、全ての行動が男女別である。

(1) 子ども本位の養育・支援		評価
⑥ 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。		b

【コメント】

「子どもの最善の利益」については、漠然としており職員間で共通認識を持って取り組むまでには至っていない。静岡県児童相談所の理念や基本方針に基づき、さらに繋がる形で「子どもの最善の利益」が何かを周知する施設独自の工夫が求められる。職員間で周知し共通認識を持つことで、子どもの利益になる支援に関する考えをまとめ検討し、実践につなげていくことができると思われる。まず共通認識を持つことで方向性が定まるこに期待したい。全ての職員で話し合う機会は勤務形態から少なく、分からぬことをその都度確認する程度に留まっているが、全員が顔を合わせる場でなくても意見や情報を交換できる仕組みを、検討していく必要がある。

(1) 子ども本位の養育・支援		評価
⑦ 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリーピングケアと退所（一時保護解除）後の支援に積極的に取り組んでいる。		c

【コメント】

緊急保護等の場合には、入所時に保護の期間や退所後の見通しが示されないケースが多く、保護所としてどのような支援を行うべきか明らかにならないことが多い。児童や家庭の状況等を保つ所で、確認することは出来ないので、児童相談所として情報収集した内容を速やかに伝えていくことが求められる。その上で、保護中の個々の児童についての支援方針（計画）を立てていくことが必要である。入所中に起きた事への対応はもちろんあるが、入所中から想定される事項を記録として残しておくことも習慣化されたい。

(2) 養育・支援の質の確保		評価
① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。		b

【コメント】

退所時のアンケートの意見を参考に、次の子どもへの支援に繋げている。入所期間が短いことから、入所期間中に時間を取って個々に関わることは困難である。意見箱の設置もあるが、開封までに時間を要すため確実に本人へフィードバックできる可能性は低いと言える。子どもの要求は個々に違い職員間でその都度共有する事は難しいが、子どもの問題行動や要求を記録に残し、報告・周知を徹底することで対応の統一化が可能になる。アフターフォローこそが職員と子どもの信頼関係につながると思われる。

(2) 養育・支援の質の確保		評価
②	基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	b
【コメント】		

子ども一人ひとりの基本的な欲求を周知できる記録は確認できなかった。個々に対応するためには、担当職員だけでなく関係職員間での情報の共有が不可欠である。高齢児の個別時間の確保については取り組んでおり配慮がされている。希望により高齢児には夕方以降の学習室の利用を45分間程度認めているが、公平を期し小学生には15時半～17時までの利用を認めている。秩序ある生活の中での柔軟な対応といえる取り組みである。

(2) 養育・支援の質の確保		評価
③	子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	b
【コメント】		

基本的には子どもの自主性を見守る態勢でいるが、職員体制が不十分なことから制止する場面が多くなっている。特に朝夕や土日は対応に追われ、状況把握や十分な援助がされていない。「食事は楽しく」をモットーにしているはずが、ルールが指示となり必要以上の制止となっている場面が見受けられた。保護所ならではのルールを職員間で振り返り、子ども本位のルールであるかの再確認と職員間の共通意識の確認もされたい。常に子どもを見守り、様々な状況に対して的確に対応するには専門家の介入が望まれる。経験による職員の自己判断が、子どもの心に不公平感を呼ぶ可能性があることも視野に入れた対応が必要である。

(2) 養育・支援の質の確保		評価
④	養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	c
【コメント】		

職員に対する「養育や支援に関する研修」や「標準的な支援についての個別指導」は行っているが、研修や指導に関する記録は残していない。年に2度の運営委員会で取り組みを報告しているが、報告内容について全ての職員に周知されているかまでの確認はできなかった。一時保護所の「やくそく」などで最低限のルールは提示されているが、職員用の支援マニュアルはない。職員間の理解度や対応に関する差異の確認は会議等で定期的に行うこととも考えていきたい。文書等は職員がいつでも閲覧でき日常的に活用している状態であるのが望ましい。

(2) 養育・支援の質の確保		評価
⑤	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
【コメント】		

子どもや職員から意見があった際には、会議等で協議し見直しは行っているが、実施方法についての見直しに関する記録は残していない。少なくとも年1回は検証し、必要な見直しを行うことが望ましい。振り返りや見直しを行うためには必ず記録が必要であり、会議での職員意見や意見箱による子どもの意見等をあらかじめ記録にまとめておくことが望まれる。

(2) 養育・支援の質の確保		評価
⑥ アセスメントにもとづく個別的な支援計画を適切に策定している。		b
【コメント】		
保護期間が不安定で短期間である事から、個別支援計画は全ての子どもに対して作成していない。アセスメントに1ヶ月程度は要するであろうという考え方や、支援計画とはこうあるべきという固定観念に捉われず、子ども本位の支援計画とは何かを協議し、移行先に繋げる記録として独自の支援計画を作成することが望まれる。退所する時の記録としては十分有効的であり、子どもの利益にもつながる。		

(2) 養育・支援の質の確保		評価
⑦ 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。		b
【コメント】		
子どもの身体状況や生活状況は「一時保護児童の状況表」に記入され、毎日の行動は業務日誌に記録されている。記入方法のマニュアルはなく、情報の流れも明確にされていない。「一時保護児童の状況表」に関しては、個人の記録ではなく10名づつ記入する様式となっているが、入所日からの様々な状況を記録していくのに入所年月日の欄が見当たらなかった。		

(2) 養育・支援の質の確保		評価
⑧ 子どもに関する記録の管理体制が確立している。		b
【コメント】		
ケースファイル等の個人情報に関する書類は、決められた期間を鍵付きの保管庫で保管する仕組みになっているが、保管に関する責任者が決められていない。鍵をかけるだけではなく、鍵自体の管理も徹底する事が望ましい。事務所内のデスク等の書類の管理も徹底されたい。破棄等については県の個人管理規定に則り処理している。		

II 子どもの人権尊重・権利擁護		
(1) 権利の保障		評価
① 施設の理念、運営方針等には、子どもの人権尊重の視点が盛り込まれ、職員へ周知されている。		b
【コメント】		
基本理念は子ども用にプレイルーム、職員用には事務所に掲示されている。プレイルームのテレビ付近に「が目指すこと」として掲示され、内容も子どもに分かりやすい言葉にかえるなどの配慮が必要である。継続的な周知を図ることを目的に職員証への記載を既に実践しており、職員の前向きな姿勢があった。更に振り返りの機会を設けることで、継続的な周知につながっていくと思われる。非常勤職員も含め、全ての職員への徹底が必要である。		

(1) 権利の保障		評価
②	子ども自身が、自らの権利等について理解することができるよう、説明や周知を行っている。	b

【コメント】

子どもの権利を説明した文書はあるが、説明は入所時にしか行っていない。全ての子どもに対応できる内容であるとは言い難く、職員も年齢等に合わせた工夫が必要と考えている。職員間では既にしおりやパンフレットの必要性を感じており、内容の工夫も併せ実践されたい。入所時の児童福祉司の説明や同意に至るまでの経緯を把握し、入所時だけでなく入所期間中にも継続的に話をする機会を設けることで子どもの理解が深まり安心感や信頼関係にもつながると思われる。児童福祉司との連携もさらに深めていきたい。

(1) 権利の保障		評価
③	子どものプライバシーに配慮した処遇を行っている。	b

【コメント】

子どものプライバシー保護については、生活の中で保障される権利の中に含めて入所時に説明している。「これから的生活のために知っておいてほしい事」として生活全体での注意事項をフリガナをふって読みやすいようしてあり、「やくそく」は低学年と幼児用にひらがなで理解できる内容で年齢別に配慮している。「やくそく」を絵や図を使ったカード式にする等、見て理解してもらう工夫もされたい。プライバシー保護や虐待防止等の権利擁護についての研修等ではなく、大切な事と理解していても理解を深める機会がない。個室でプライバシーを守ることは難しいが、その場の状況や子どもの訴えを見逃さずに配慮をする姿勢は持っている。

(1) 権利の保障		評価
④	子どもが発言する権利、要望・苦情等を表明できる権利を保障し、要望・苦情等を訴えやすい仕組みをつくっている。	b

【コメント】

子どもにとっての意見や苦情に関する窓口の1つとして、意見箱を設置していることは評価できるが、保護所側の仕組みや体制は整っていない。入所期間が短い子どもの気持ちに配慮し、意見箱に意見があればすぐに開封する等の対応の速さが求められる。現状は週1回育成課長が開封し、まとめられた意見が一時保護所に戻ってくるため、直ぐに対応するのは難しい。日常生活の中で信頼関係を培った職員のもとに個人的に意見を話すようになった子どもがおり、真剣にかつ優しく寄り添い対応する職員の気持ちは子どもに伝わることを証明した事例である。どの子どもにも同じように関わるために、現場の知識や経験が、全ての職員に周知・共有できる仕組みが求められる。』

(1) 権利の保障		評価
⑤	子どもが教育を受ける権利を保障し、学校での授業や自習など子どもが一般的に得ることでできる学習環境にも配慮した体制を整えている。	b

【コメント】

学習室は男女別で、席は個々の児童の特性に配慮した配置になっている。施設内で子どもが教育を受ける環境は、学習支援員1名による平日の午前中3時間の学習支援が主である。時間割や学習内容は通常の学校に比べ不十分ではあるが、入所初期・中期・後期と定期学力テストを行い、子どもの学力レベルの把握に努めている。学力が低下しないように個人のレベルに合わせた支援を行っているが、職員の不足から個々に対する十分な配慮をすることが難しい状況である。定期試験を受ける機会はほとんどなく、学校との連携が今後の課題であることは認識している。参考書や教材が鉄庫に保管されたままで活用されていない理由を解説するなど、一つひとつ対処していくことが望ましい。入所期間中は個々の学力を分析する期間と捉え、次の移行先での学習体制につなぐ意識をもって学習記録を残すことには子どもの利益にもつながる思われる。男子学習室の入り口には勉強に入る前の準備や心構えが貼ってあり、マナーもしっかりと教えていることがわかる。

(1) 権利の保障		評価
⑥	虐待などで心身に傷を負った子どもに対し、行動特性等を理解するとともに、必要なケアを行うことができるよう体制を整えている。	b
【コメント】		

職員は子どもの日常生活に寄り添いながらそれぞれの役割をこなしているため、心理ケアに関しては児童相談所の心理士や専門家に任せている。必要に応じて医大のドクターに助言を受けることはあるが、直接支援を受ける機会はない。支援計画は限られた子どもしか作成していないため、支援計画に基づいた支援プログラムも立てられていない。児童相談所と連携し必要に応じて個々に対応しているが、全ての職員が同じ状況下で違う対応をすることがないように共通意識を持って接することが求められる。同じ対応をリピートする事で子どもは安心して職員を受け入れられるのであり、その観点からもマニュアルやプログラムの作成は必須である。

(1) 権利の保障		評価
⑦	発達障害など障害を有する子どもに対し、障害特性等を理解するとともに、必要なケアを行うことができるよう体制を整えている。	b
【コメント】		

障害特性に関しては個別に対応している。今の気持ちを表す表情シートや発言介助の指さし、認知の場合の位置支援、カードの掲示など状況に応じて取り組んでいる。発達障害児も被虐待児と同じように、専門的な知識と対応が必要なことから専門職員の配置が必要と思われる。特に障害特性に関しては個々のスキルによる対応では困難な場合が多く、即時に対応しなければならない状況も想定される。継続的な関わりが必要な場合に専門の知識を持った職員がいる事で、職員の負担も軽減されると思われる。障害特性に配慮した部屋を確保する事が他の子どもへの配慮にもなる。子どもにとっての最善を第一に優先させたい。

(1) 権利の保障		評価
⑧	医療的ケアが必要な子ども、健康上で配慮を要する子どもに対し、必要な医療支援等が得られるよう体制を整えている。	b
【コメント】		

子どもの平常の健康状態の把握に努めているが、毎日同じ時間に熱を測ったり排泄を確認してはいない。日々のデータを記録することで、細かな変化や異常に気付くこともある。医療ケアに関しては、緊急時の搬送と付き添いを課題としている。関係機関の協力を得られるようにあらかじめ体制を整えたり、医療機関との連携を進め緊急時対応の体制を構築されたい。同時に医療や健康に関しての学習機会を持ち、職員の知識も深めていきたい。

(1) 権利の保障		評価
⑨	(外国籍の子どもに対し、) 宗教や文化、生活習慣などの違いを尊重し、配慮している。	b
【コメント】		

外国籍の子どもの入所に関する規定は明確になっていない。一時保護所の受け入れ方針を話し合い、最低限対応できるようなマニュアルや言語別のパンフレット等の必要性は感じている。言葉で困らないように、あらかじめ通訳の支援を委託業務に盛り込んでおく等の対策も必要と考えられる。食事ではメニューを変更したり、生活習慣等は子どもを尊重する姿勢で臨むように努めている。入所時の言語別のパンフレット及び入所中の対応マニュアルの作成を期待する。

(1) 権利の保障		評価
⑩	幼児の受け入れに対し、発達段階等への配慮や、必要なケア、子どもが一般的に得ることで きる保育環境にも配慮した体制を整えている。	b
【コメント】		

保育士等の専門家の配置はなく、担当職員のスキルで対応している。年長児までが一緒に過ごす中で、幼児の発達段階に応じた保育はされていない。幼児用のプレイルームなどの保育環境は整っており、発達段階に応じた遊具や玩具も用意されている。専門的なカリキュラムの必要性と専門知識のある職員の育成が望まれる。保育に関する知識を学ぶ機会として研修への参加を検討されたい。保育メニューの作成は課題として取り組む予定である。

(1) 権利の保障		評価
⑪	子どもの支援・指導にあたっては、子どもの性別に配慮した体制を整えている。	b
【コメント】		

施設内での生活行動を可能な限り男女別にしている。加害者と被害者が生活を共にする中でトラブルを考慮しての対応であるが、全てを別にしなければならない理由やその効果を明確にし全ての職員に周知し支援に生かしていく。性教育に関するカリキュラムもないが、児童相談所の保健師が必要な子どもに個別に行っている。入所前とは違う環境に置かれた子どもへの説明は分かりやすくマニュアル化しておく事が望まれる。子どもへの支援や指導は同性の職員が行う方針であるが、職員配置の都合で一時的に入れ替わる事もある。一時保護所の行動規範を振り返り、できるだけ家庭的な環境の中で将来に希望が持てる「当たり前の生活」を保障するように努めることを再認識されたい。

(1) 権利の保障		評価
⑫	発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	c
【コメント】		

幼児保育と同様、年齢や発育状況に応じたプログラムは策定されていない。決められた日課の中では個々に関わる時間はほとんどなく、子どものニーズを把握する機会は持っていない。プレイルームには本やDVD・玩具等が揃っていたが、中高生用の玩具は確認できなかった。運動場は狭く小学生が遊ぶぎりぎりの広さで、時には近所の公園や体育館に行く事もあるが定期的ではない。施設の特性から地域や学校と関わる機会は少なく、情報収集もできていない。地域との関わりは課題としている。ボランティアの受け入れは積極的に取り組んでおり、実績記録も残されていた。

(2) 人権侵害の防止		評価
①	すべての職員は、子どもに対する威圧的な態度や、体罰、自尊心を傷つけたり人格を貶めるよ うな発言等は、子どもの人権を侵害するものであることを理解している。	b
【コメント】		

子どもの権利擁護の研修には職員1名が参加している。施設内研修や勉強会を行うのは難しく、職員には伝達研修で周知している。常勤職員は毎月1回「人権チェックシート」で適切な支援ができているかどうかの確認と振り返りを行い、職員間で話し合う機会もある。

(2) 人権侵害の防止		評価
	② すべての職員は、子どもに対する指導等が必要なときも、高圧的・強権的な手法に依存するこ となく、子どもの人権を尊重した適切な指導を行っている。	b
【コメント】		

不適切な関わりについては、入所時に子どもの権利として「いじめや暴力から守られる」ことを説明している。子どもだけでなく職員も虐待の対象になる等が記されているが、子どもに分かるように説明されているかは不明である。虐待防止マニュアルの作成や危機管理体制の整備が求められる。必要に応じて職員間で検証する事はあっても、施設全体の指導についての指針は確立していない。事故発生の恐れのある子どもへの対応は、必ず複数で対応している。現場では指示する人・鎮める人・客観視する人を置き、人権侵害が見逃されない体制を整えたい。

(2) 人権侵害の防止		評価
	③ 仮に職員による子どもの人権侵害が発生したとしても、それが見逃されることではなく、職員に 対する適切な指導を行っている。	c
【コメント】		

被措置児童等虐待の届出・通告制度については、事故発生時に口頭もしくは文書で報告し上司の意見や指導を仰ぐに留まっている。対応マニュアル等は整備されておらず、体制もできていない。第三者委員会を設置し意見を聞くなどの対応をする体制の整備が期待される。

(2) 人権侵害の防止		評価
	④ 子ども間でのいじめ、暴力、力による支配・隸属、男女間のトラブルなど、不適切な関係が発 生することを防ぎ、子どもを守るための対処を行っている。	b
【コメント】		

家庭から分離しての保護や行動観察を行う一時保護所の特性から、子ども間のいじめなどのトラブルは、発生しやすいことから、職員間での話し合いや引継ぎは綿密に行っている、しかし、入所する児童がさまざまで、随時の入退所があり、かつ夜間等の職員配置が薄い時間帯もあるなどの状況の下では、事故が起きないように努めているのが精一杯といえる。

(2) 人権侵害の防止		評価
	⑤ すべての職員は、子どもは放置されてはいけないこと、子どもへの付き添いや愛着形成等の大 切さを理解している。	b
【コメント】		

夜間の職員は基本的には男性職員1名、女性職員1名であり、個々への対応は難しい。不安を訴える幼児に関しては必要に応じて対応している。子どもに適切に寄り添うために、年齢に応じた愛着形成等についての学習の機会が必要である。

(2) 人権侵害の防止			評価
	⑥ すべての職員は、一時保護所の集団生活の環境ではさまざまな権利の衝突によるトラブルが生じやすいこと、そのような場合の適切な対処・解決方策を考えいくうえで人権の観点が重要であることを理解している。		b
【コメント】 入所中の児童の状況や行動特性等については、常に把握に努め、情報の共有化を図っている。今後の課題として、さまざまなケース検討を行う機会を持ち、情報や適切な対処法等を共有するための研修等が求められる。			

III 子どもの生活環境の整備		
		評価
	① 生活環境の整備にあたっては、できるだけ子どもの意見等も反映できるように配慮している。	b
【コメント】 月に1回、メニューとしてお楽しみメニューを取り入れている。誕生日会のリクエストメニューやクリスマスなどの年中行事に合わせた季節のメニューも提供している。遊具や玩具が常に同じ物の使い回しにならないように、クリスマスに新品を購入するなどしてリフレッシュを図っている。意見箱や退所時アンケート等、子どもの声を聞く機会は多くはないが、意見や要望があれば無視せずに傾聴している。要望に答えられない場合でも、一方通行にならないように心がけている。入所期間中にアンケートを実施するなど、子どもの声を聞き取る機会を増やすことが期待される。		

			評価
			評価
	② 居室については、一般的な家庭において子どもが得ることのできる居住環境等にも配慮し、プライバシーの確保された落ち着ける居住スペースとするように配慮している。	b	
【コメント】 プレイルームは整理整頓がされ、清掃も行き届いていた。本棚などは転倒防止ベルトで止められ、安全にも配慮されていた。食堂とプレイルームが一緒になった広いフロアは、玩具で遊ぶスペース・テレビを見るスペース・食事をするスペースに大きく分かれ、子どもに合わせた高さの洗面台も備えられていた。この広いフロアが子どもの生活拠点になっており、フロアから男女別のトイレやお風呂、各自の居室につながっている。居室は和室で、部屋数の関係で相部屋がほとんどである。男女は可能な限り別行動で、様々な決まりから居室は必然的に寝るだけの部屋となっており衣装ケースと寝具のみが置かれていた。居室は年齢別で低年齢児も多く、プライバシーを確保するパーテーション等は危険性が高いため使用していない。どの部屋も殺風景で洗濯物が干してあり、子どもらしい雰囲気は感じられなかつた。			

			評価
			評価
	③ 集団生活の中で、安心してできるだけのびのびと過ごすことのできるように、遊び場や遊び道具などについての配慮・工夫をしている。	b	
【コメント】 プレイルームでの遊ぶスペースは確保されており、子どもの人数に対しても程よい広さであった。玩具は年齢別かつ種類別に整頓され、数も適量である。テレビは観る場所がテーブルで記されており、必要以上に前に行かないような工夫がされていた。CDやDVD等を要望に合わせて揃えることは難しいが、なるべく年齢別に偏らないように配慮している。多目的に使用する長テーブルに男女を区別する印があり、遊びの場においても男女別行動の状況があった。職員の目の行き届く時間でさえも男女が別々に過ごすことで、子どもにとってどんな利益や不利益があるのか、「子どもの権利」も踏まえて検証と分析を行い、見直しが必要と思われる。さらには結果を知ることを求めたい。庭の運動場は狭く幼児が遊ぶ程度の遊具しかないので、高年齢児にも配慮し近所の公園に出向く事もあるが、定期的には行われていない。			

		評価
④	食事、入浴等の日常生活に関することについては、集団生活における一定の制約はあるが、できるだけ一般的な家庭における生活習慣に近いものになるように配慮・工夫をしている。	b

【コメント】

土日の朝食時間を30分遅らせることで、家庭のような少しのんびりした休日の始まりを実感する事ができる。食事は男女別かつ年齢別でダイニングテーブルを囲み、職員が見守りながら行っている。食器類は年齢によって大きさや柄に変化をつけたり、箸も色分けしている。箸やコップなど、何か一つ「自分の物」が増えることで、また違った新しい感情が生まれることに期待したい。入浴に関しては、職員体制等の施設側の事情により、家庭における適切な時間での入浴は困難である。

		評価
⑤	子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供し、食事を楽しめるような工夫をしている。	b

【コメント】

食事の時間は適切で生活のリズムはできている。一汁三菜を基本に盛り付けや彩り食材のバランスも良く、提供時の温度も適切であった。ご飯はよそう段階で子どもの希望に合わせて提供しており、食べきることの達成感を考慮している。おかわりは自由で専用のふりかけも用意され、大勢がおかわりの列に順序よく並んでいた。苦手な食材がある子には、無理強いせずに「少しずつかんばろう！」と職員がさりげなく声掛けをしていた。職員は偏食の子どもに「食べる理由」を説明していたが、全ての職員が同じように分かりやすく説明する必要があり、日々の様々な事例への対処方法を記録し共有されたい。子どもが将来恥ずかしい思いをしない程度のマナーを皆で日課にしてみる等、新たなチャレンジをしながら知識も増え、楽しい食事の時間になることを期待したい。

		評価
⑥	子どもの自尊心やプライバシーに配慮し、適切な入浴の機会が与えられている。	b

【コメント】

各フロアにユニットバスの個室が男女2つづで計4つの浴槽がある。入浴時間は自由時間内に一人20分程度取っているが、個々のペースに合わせ特に急がせることはしていない。プレイルームに入浴の順番表がかけられており、職員の声かけで入浴を済ませている。介助や様子見が必要な子どもには、配慮した声掛けで許可を得て、同性職員が支援しながら指導をしている。脱衣所と浴槽はそれぞれドアで仕切られており、脱衣所の窓は必要以上には開かないようロックされ多方面に配慮されていた。脱衣所全てに冷暖房機器がなく、夏は暑く冬は寒い環境であり、入浴拒否につながる可能性も捨てきれない。現在エアコンの設置を検討中であるが、早急に取り付ける事が望まれる。

		評価
⑦	衣服は清潔で体に合い、季節に合ったものを提供している。	b

【コメント】

保護所の衣類を職員が選んで提供している。サイズや清潔感・季節感には配慮しているが、子どもに選択させることはしていない。1人につき2~3セット用意し、毎日ローテーションで着替えている。洗濯と仕分けは職員が毎日行うが、干したり畳んだり脱衣所への持ち込みは幼児でも各自が行っている。自分のピンチハンガーに干して夏場はペランダに出すが、冬場は室内でもよく乾くことから居室の乾燥防止も兼ねて部屋干している。干し方によっては臭いも発生しカビの原因となるので、衛生上なるべく部屋干しは避けることが望ましい。冬場でも昼間の数時間は外干しにする等、日光を当て自然の風を通すことで殺菌につながる。衣服の汚れや大きさ・古さやほつれに関しては特に違和感はなかった。

		評価
⑧	居住スペースや共有スペースについては、常に清潔に保つとともに、空調、採光、照明等の配慮を行っている。	b

【コメント】

室内の共有スペースは清潔で明るく、部屋の温度は動いている子どもに合わせているように感じた。プレイルームの窓が大きく調査日当日は自然光だけでも十分明るかった。部屋が全体的に水色やクリーム色などの淡色系の色使いでまとめられ少し寒々しいイメージだったので、ピンクやオレンジ等の暖色系の色を少し試されたい。玩具や本など、どこに何をしまうのか細かく場所が決められており、小さな物をしまう場所にもシールが貼ってあり子どもが迷わないような配慮がされていた。庭は滑り台と砂場、小さなサッカーゴールがあり、道具は物置に収められていた。ゴールはあってもサッカーをするには狭くフェンスも低めであった。フェンスは一部落下の危険性を感じる箇所があったので早々に確認されたい。

		評価
⑨	子どもの健康管理・健康チェックを行い、体調の悪い子どもへの配慮や、感染症などが施設内で広がらないような工夫などを行っている。	b

【コメント】

救急用品や一般的な常備薬は一通り揃っていたが、キャビネット内に雑然と置かれていた。在庫管理も徹底された。基本的に常備薬はなるべく使用せずに受診しているが、市販薬も日々変化しており知識を深めていくことが求められる。服薬管理はできているが、受診記録は確認できなかった。感染症等の経験を記録に残し、振り返りと防止対策に備える必要がある。寝具は居室ごとにローテーションでベランダに干し日光に当てている。干さない日も畳んで押し入れにしまう事はしていない。

		評価
⑩	子どもが無断外出しないように体制を整えている。	b

【コメント】

無断外出の対応は、県の事務処理要綱等で明文化されており、一連の流れで対処している。無断外出予防のための工夫については既に視野に入れている。過去の事故記録から事例を振り返り、全ての職員が周知する事で予防と対策につながると思われる。一時保護所対応の具体的な対応マニュアルの作成が望まれる。

		評価
⑪	外部から不審者等が侵入しないように体制を整えている。	b

【コメント】

防犯カメラの設置はあるが、職員体制により事務室が不在になることが多く監視体制は整っていない。不審者対策としてまずマニュアルの整備があげられるが、内容を見直すにあたり緊急通報体制の再確認と見直しも併せて行い、全ての職員で周知徹底されたい。改定の際には改訂年月日や製作者を明記し、定期的に見直しをすることが望ましい。不審者対策の講義を受講し、受講内容は供覧しているが活用するまでには至っていない。

IV 施設運営

(1) 養育・支援の基本方針と組織		評価
①	施設経営をとりまく環境と経営状況を的確に把握・分析した上で経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b

【コメント】

平成28年改正児童福祉法及び新しい社会的養育ビジョンより、家庭養育優先の子供が主体であることが明確になつた事を受けて、全国に先駆けて福祉第三者評価評価題目の作成と受審を実践している。制度や社会的環境等が、整備過程にあることから、具体的な対策にまで到っていない。

(1) 養育・支援の基本方針と組織		評価
②	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b

【コメント】

基本理念、基本方針が明確に示された事による事業計画の策定が、組織的に行われ、職員からの意見の反映を目標達成計画に取りまとめ、計画に取り組み始めたところである。

(1) 養育・支援の基本方針と組織		評価
③	養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b

【コメント】

第三者評価の受審を行った。年2回、運営委員会を開催している。今回定められた評価基準に基づいて、自己評価を行うと共に、組織的にP D C Aサイクルに基づく養育・支援の質の向上に取り組み、組織的に評価を行う体制が整備されている。

(2) 施設の運営管理		評価
①	児童相談所長の責任が明確にされているとともに、リーダーシップが発揮されている。	b

【コメント】

理念や基本方針の実現に向けて、運営の改善、業務の実効性の向上に努めるなどリーダーシップが発揮されている。今後は、定期的かつ継続的に評価分析するとともに、従来から当り前とされてきた支援方法等についても、児童の権利保障という視点からの検証や見直しについてのリーダーシップが期待される。

(2) 施設の運営管理		評価
② 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。		c

【コメント】

児童の生活環境や生育歴等から学習支援の充実、児童相談所から離れている立地条件から心理的ケアの充実、実質的な施設管理者でありスーパーバイザーとしての課長職が宿直業務に従事せざるを得ない状況の改善等職員体制の充実・強化が必要である。

(2) 施設の運営管理		評価
③ 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。		b

【コメント】

職員による日常的な状況の把握や意見等の聞き取りは元より、意見箱の設置、退所時のアンケートなど児童の意見等の把握に努めている。人権チェックシートを使い定期的に評価をするなど職員への周知に努めている。しかし、人員増の要求を理由書を添えて毎年提出しているが、増員に到っていない。

(2) 施設の運営管理		評価
④ 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。		c

【コメント】

実習生の受け入れは、行っていない。児童相談所として受けた実習生による見学は受け入れている。今後、実習生等の養育・支援に関わる基本姿勢を明文化し、マニュアル等の整備をする事が望まれる。

(2) 施設の運営管理		評価
⑤ 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。		b

【コメント】

理念・基本方針が全職員に理解し、共通意識を持って、行動できるように一時保護所のハンドブックの作成に着手している。社会・地域に対して、施設の存在意義や役割を明示・説明をして、平成28年度から関係機関に配布されている広報誌にも、理念・方針を記載し配布する事が期待される。

(2) 施設の運営管理		評価
	⑥ 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a

【コメント】

経理や取引等については、総務課が行い、監査委員や外部の監査法人の監査を受けている。

(2) 施設の運営管理		評価
	⑦ 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b

【コメント】

地域との交流は、手探りの状態はあるが、老人会・近隣との付き合いが始まられている。クリスマス会のみ地域の人を招待している。一時保護所という特性や、子どもの置かれている環境から、地域とのかかわり方について、基本的な考え方を明文化し、関係者への説明と理解された上ででの交流の拡大が期待される。

(2) 施設の運営管理		評価
	⑧ ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b

【コメント】

ボランティア要領に基づき、ボランティアを受け入れている。「ほごしょだより」は、第4号が発刊され、関係機関に配布されている。開かれた施設を目指し、積極的な取り組みを進めている。学校教育との協力は、行われていない。子どもの環境を考慮した上で、再度、ボランティア受け入れに関する基本姿勢、マニュアルの見直しに着手し、子どもとの交流を図る視点での研修・支援を行う事が期待される。

(2) 施設の運営管理		評価
	⑨ 施設が有する機能を地域に還元している。	b

【コメント】

限定的に、クリスマス会・民生児童委員の研修・見学者を受け入れている。施設の有する専門的機能の地域への還元はされていない。地域住民の生活に役立つ講演会や研修等を開催したり、相談事業・支援を必要とする多様な支援活動を行いたい意識は持っている。

(2) 施設の運営管理		評価
⑩ 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。		c

【コメント】

職員の配置及び施設の特性上、公共的な事業・活動は行っていない。一時保護所の性格上、地域ニーズの範囲を地域住民とするのか、関係機関、団体、施設等にするのか、検討することも必要と思われる。

(2) 施設の運営管理		評価
⑪ 子どもの基本情報、アセスメント結果、支援方針等の情報について、職員間で共有し、円滑な業務の引き継ぎや支援方針に齟齬が生じないようにすることができる体制を整えている。		b

【コメント】

観察会議を毎週定期的に実施し、児童の生活状況を把握し、支援方法を検討している。児童相談所からの情報は、共有している。申し送りの情報などはメール配信にて共有フォルダで管理して、確実なものにしている。子どもの基本情報（生育歴等）が、十分に入手できていない。特別な支援を要する子どもに対して、個別支援計画を作成する基準を定め、特記事項などを活用し、申し送りを確実にするための計画書のあり方を工夫することが期待される。

(2) 施設の運営管理		評価
⑫ 子どもへの支援に際し、児童相談所の他部門と連携が可能な体制を整えている。		b

【コメント】

児童相談所の各部門で構成される総合会議には、一時保護課長が出席している。保護所職員は、勤務の都合上参画できていない。心理的支援は、児童相談所の心理士が行っているため、必要な時に受けられないことがある。

(2) 施設の運営管理		評価
⑬ 子どもへの支援に際し、学校、医療機関等、必要な外部機関と連携が可能な体制を整えている。		b

【コメント】

子どもへの必要な外部機関との連携は、児童相談所のケースワーカーが中心に行っている。児童相談所と離れて設置されていることや、中央児童相談所以外の児童相談所の児童も入所してくることなどを考えると、将来的には保護所としての連携も必要になることも考えられる。

(2) 施設の運営管理		評価
⑭	職員の技能の向上や人材の育成に向け、必要な研修受講などを通じてスキルアップを図ることのできる体制を整えている。	b
【コメント】		

健康福祉部選考職の専門研修体系の中で、研修は行われている。独自の研修として、静岡市の児童相談所との見学研修を行っている。今後は、職員一人ひとりの目標達成計画に基づく効果的なOJTの実行環境の整備が望まれる。そのために、職員配置の見直しが、必要である。

(2) 施設の運営管理		評価
⑮	個人情報など機密性の高い情報については、外部漏えい等を防ぐための厳重な管理体制を整えている。	b
【コメント】		

子どもに関する記録等は県の定める個人情報保護規定による管理する仕組みが定められており、児童相談所内での規定はある。情報の保管・管理は電子県庁課にて管理指導している。研修会議等は行っていないが、年に1、2回法令遵守の関係で、個人情報の取り扱いについて、課内で話し合いを持っている。今後は、マニュアル・規定の見直しに着手し、フォローアップ研修につなげる事が望まれる。

(2) 施設の運営管理		評価
⑯	事故や災害等に備えた安全管理マニュアルの整備や、防災訓練などを実施している。	b
【コメント】		

災害時における対応体制は決められている。定期的に防災訓練は行われ、食料や備品類等の備蓄リストを作成し管理している。一時保護としての安全管理マニュアルの見直しを行っていない。